

# 新旧条文対照表

(新)

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。

東京都港区赤坂8丁目5番26号

(設立事業所の名称及び所在地)

**第4条** この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所在地
T S I ホールディングス健康保険組合	<u>東京都港区</u>
株式会社トスカバノック	東京都千代田区
株式会社T S I ソーイング	山形県米沢市
株式会社ジャック	静岡県牧之原市
株式会社T S I ホールディングス	東京都港区
株式会社ブラックス	東京都渋谷区
株式会社アルページュ	東京都港区
株式会社T S I	東京都港区
株式会社スタージョイナス	静岡県静岡市
株式会社エス・グルーヴ	東京都渋谷区
Laline JAPAN 株式会社	東京都渋谷区
アナデイス株式会社	東京都港区
Urth Caffè JAPAN 株式会社	東京都港区
株式会社トスカバノック	埼玉県入間郡
株式会社アンドワンダー	東京都世田谷区
株式会社H Y B E S	東京都港区
株式会社T S I ソーシャルワークス	東京都港区
株式会社T S I (上野商会事業部)	東京都港区

附 則

(施行期日)

この規約は、令和5年11月20日から施行する。

(旧)

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。

東京都渋谷区神南1丁目6番3号

(設立事業所の名称及び所在地)

**第4条** この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所在地
T S I ホールディングス健康保険組合	<u>東京都渋谷区</u>
株式会社トスカバノック	東京都千代田区
株式会社T S I ソーイング	山形県米沢市
株式会社ジャック	静岡県牧之原市
株式会社T S I ホールディングス	東京都港区
株式会社ブラックス	東京都渋谷区
株式会社アルページュ	東京都港区
株式会社T S I	東京都港区
株式会社スタージョイナス	静岡県静岡市
株式会社エス・グルーヴ	東京都渋谷区
Laline JAPAN 株式会社	東京都渋谷区
アナデイス株式会社	東京都港区
Urth Caffè JAPAN 株式会社	東京都港区
株式会社トスカバノック	埼玉県入間郡
株式会社アンドワンダー	東京都世田谷区
株式会社H Y B E S	東京都港区
株式会社T S I ソーシャルワークス	東京都港区
株式会社T S I (上野商会事業部)	東京都港区